

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第23条関係）				別表第1（第23条関係）			
徴収額				徴収額			
各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分		入所施設	児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設	各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分		入所施設	児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）	階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）
[略]				[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D <sub>11</sub>		704,101円から 852,000円まで	[略]	D <sub>11</sub>		704,001円から 852,000円まで	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考1 [略]				備考1 [略]			
2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。				2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。			
(1)～(3) [略]				(1)～(3) [略]			
(4) <u>措置等の対象者又は当該対象者の属する世帯の扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるところとする。</u>							
ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係							

る部分に限る。）の規定により市町村民税が課  
されないこととなる者である場合は、所得割の  
額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第  
314条の2第1項第8号に規定する額（同条第  
3項に該当する者であるときは、同項に規定す  
る額）に同法第314条の3第1項に規定する率  
を乗じて得た額を控除するものとする。

3～8 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによ  
る。

(1)～(3) [略]

(4) 措置の対象者又は当該対象者の属する世帯の  
扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中  
「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をし  
ていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令  
で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母  
となった女子であって、現に婚姻をしていないも  
の」と読み替えた場合において同号イに該当する  
者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と  
離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明  
らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「  
婚姻によらないで父となった男子であって、現に  
婚姻をしていないもの」と読み替えた場合におい  
て同号に該当する者であるときは、次に定めると  
おりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係  
る部分に限る。）の規定により市町村民税が課  
されないこととなる者である場合は、所得割の  
額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第  
314条の2第1項第8号に規定する額（同条第  
3項に該当する者であるときは、同項に規定す  
る額）に同法第314条の3第1項に規定する率  
を乗じて得た額を控除するものとする。

3～9 [略]

3～8 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによ  
る。

(1)～(3) [略]

3～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第23条関係）

徴収額

世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収額（月額）	加算額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0
B	A階層を除いた当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C	A階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	4,500	450
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	580
D <sub>2</sub>		3,001円から5,800円まで	690
D <sub>3</sub>		5,801円から8,700円まで	760
D <sub>4</sub>		8,701円から13,000円まで	850
D <sub>5</sub>		13,001円から17,400円まで	940
D <sub>6</sub>		17,401円から22,400円まで	1,100
D <sub>7</sub>		22,401円から28,200円まで	1,250
D <sub>8</sub>		28,201円から58,400円まで	1,620
D <sub>9</sub>		58,401円から75,000円まで	1,870
D <sub>10</sub>		75,001円から96,600円まで	2,310
D <sub>11</sub>		96,601円から121,800円まで	2,750
D <sub>12</sub>		121,801円から175,500円まで	3,570
D <sub>13</sub>		175,501円から221,100円まで	4,400
D <sub>14</sub>		221,101円から380,800円まで	5,230
D <sub>15</sub>		380,801円から549,000円まで	8,070
D <sub>16</sub>		549,001円から579,000円まで	8,500
D <sub>17</sub>		579,001円から700,900円まで	10,290
D <sub>18</sub>		700,901円から849,000円まで	12,250
D <sub>19</sub>		849,001円から1,041,000円まで	14,380
D <sub>20</sub>		1,041,001円以上	全額

備考1 この表のCの階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D<sub>1</sub>

からD<sub>20</sub>までの階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 措置の対象者又は当該対象者の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 法第50条第5号に規定する費用から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項及び第37条の2第1項に定める負担額並びに同法第42条第1項に定める支給額を控除した額がこの表に定める額に満たないときは、当該控除した額をもってこの表に定める徴収額とし、当該徴収額に100分の10を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。

4 同一世帯から2以上の児童が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算額をもって、その児童に係る額とする。

5 療育給付の措置でその期間が1月未満の場合においては、次の計算式によって得た額とする。

$$\text{この表に定める額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

6 この表のB、C及びD<sub>1</sub>からD<sub>20</sub>までの階層における「当該年度分の市町村民税」は、当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない間においては、「前年度分の市町村民税」として、徴収費用の取扱いについて適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。